

平成29年度第3回
東京都私立学校審議会（第765回）

平成29年6月19日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 2 時55分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第 3 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただきます案件は、お手元に配付してあります 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成29年 6 月 19 日付、東京都知事名

記、1、江戸川仲町幼稚園の廃止認可について、江戸川区、外 3 件

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 3 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 4 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から議案 7 号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、東京・i スマートビジネス専門学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の小林委員から

調査結果につきまして説明願います。

○小林委員 それではご説明させていただきます。第1号議案につきましての説明でございます。

本案件は、東京・iスマートビジネス専門学校の設置認可についてでございます。

平成29年5月30日に、三宅主査及び東京都私学部及び新宿区の担当職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人小倉学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、積極的な広報活動などにより、確実な生徒の確保を行い、安定性、継続性に留意した学校の経営及び運営を行うとともに、生徒の就職支援に万全を期していただきたいこと。

3つ目は、生徒の自己学習やコミュニケーションのためのスペースや個別相談のための教員の確保に配慮するなど、教育環境及びカリキュラムのより一層の向上に努め、学校としての魅力を高めていただきたいこと。生徒一人一人が社会で活躍できるような人材育成に努めていただきたいこと。

4つ目は、校地が密集地にあることから、近隣に迷惑をかけないよう、登下校時等における注意事項について、生徒を十分指導し、近隣との良好な関係を保っていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうかと思えます。部会調査結果については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明を願います。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人小倉学園から申請がありました東京・iスマートビジネス専門学校の設置認可でございます。

本案件は学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、1段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は、学校教育法に基づき、社会人として必要なビジネスに関する専門知識を教授し、外国人に対して日本語を教授することができる知識の習得と人間力を養うことで、グローバル化する我が国において外国人とコミュニケーションを取りながらビジネスができる人材を育成することを目的とする。」でございます。

学校の名称、課程・分野の名称及び位置は要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人小倉学園で、理事長は小倉基義氏、校長は吉田裕一氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、修業年限3年、午前部の入学定員50名のビジネスコミュニケーション学科、午後部の入学定員50名のビジネスコミュニケーション学科を設置いたします。入学定員は100名、総定員は300名です。

主要教科名は要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号及び議案第3号は、学校法人ARC学園の寄附行為認可及びARC東京日本語学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から、

調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは議案第2号及び議案第3号につきましてご説明いたします。

本案件は学校法人ARC学園の寄附行為認可及びARC東京日本語学校の設置認可についてでございます。

平成29年6月8日に、三宅主査及び東京都私学部の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人ARC学園設立代表者から、学校法人設立及び学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校法人化に当たり、今後は関連する株式会社と学校法人を峻別し、私立学校法等の関係法令を遵守するとともに、寄附行為に基づく適切な法人運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。

3つ目は、外国人留学生を対象とすることから、生徒の確保及び管理を適切かつ着実にを行い、安定した学校の経営及び運営を行っていただきたいこと。また、生徒募集や学校運営に当たっては、無認可校と認可校との違いを十分に認識し、対応していただきたいこと。

4つ目は、これまでも日本語教育を行ってきた経験を生かし、日本の文化を紹介するなど、より一層教育の質を高めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思えます。部会調査結果報告につきましては以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。お願いします。

○私学行政課長 それでは、議案第2号及び議案第3号についてご説明申し上げます。

これらの案件は、新たに学校法人を設立し、日本語教育を目的とする各種学校を設置するものです。

学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、1段階審査をとるものです。

それでは、要綱に基づきましてご説明いたします。

初めに、学校法人ARC学園の寄附行為認可について、ご説明いたします。

議案第2号、学校法人ARC学園設立要項をごらんください。

法人の目的は、要項3に記載のとおり、「この法人は教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づいて留学生に対する日本語教育を行い、世界に貢献する人材を育成することを目的とする。」です。

名称は、学校法人ARC学園で、事務所の所在地は要項2に記載のとおりです。

設置する学校名は、ARC東京日本語学校です。

理事につきましては、理事のうち2名が夫婦である以外は、3親等以内の親族または配偶者は一人も含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7及び8に記載のとおり、学校法人の設立要件を満たしております。

続きまして、議案第3号、ARC東京日本語学校設置要項をごらんください。

学校の目的は要項1に記載のとおり「本学は、外国人に対する日本語教育を行い、もって日本の文化・社会に対する正しい理解を深め、あわせて日本語教育の発展に寄与することを目的とする。」でございます。

学校の名称及び位置は、要項2から3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成29年10月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は、学校法人ARC学園で、設立代表者は鈴木由美子氏、校長も同じく鈴木由美子氏を予定しております。

学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項8に記載のとおり、第1部、第2部それぞれ入学定員40名の一般留学コース2年、同1年9か月、同1年6か月、同1年を設置し、第1部、第2部それぞれに入学定員20名の一般留学コース1年3か月を設置します。

総定員は640名です。

主要教科名は、要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項10から13に記載のとおり、

設置要件及び基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項14及び15に記載のとおりです。

以上で、議案第2号及び議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号及び議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第4号は、幼稚園の廃止認可でございます。

それでは事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、江戸川仲町幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園舎老朽化のため廃止するものでございます。

設置者は、宗教法人昇覚寺、園長は播磨仁美氏でございます。

園児の処置でございますが、平成28年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、平成28年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第5号から議案第7号は、中学校及び高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは議案第5号についてご説明いたします。

これは、学校法人和洋学園が設置しております和洋九段女子中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、教育環境の向上を図るため、中学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員750名、1学年6学級250名であるものを、変更後は360名減員し、収容定員390名、1学年4学級130名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号についてのご説明を終わります。

続いて、議案第6号についてご説明いたします。

これは、学校法人和洋学園が設置しております和洋九段女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、教育環境の向上を図るため、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員750名、1学年6学級250名であるものを、変更後は300名減員し、収容定員450名、1学年4学級150名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第6号についてのご説明を終わります。

続きまして、議案第7号についてご説明いたします。

これは、学校法人昭和第一学園が設置しております昭和第一学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、昨今の普通科志向に対応するため、工学科の収容定員を減員するとともに、普通科の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。普通科については変更前の収容定員1,008名、1学年8学級336名であるものを、変更後は360名増員し、収容定員1,368名、1学年12学級456名にいたします。

工学科については、変更前の収容定員720名、1学年6学級240名であるものを、変更後は360名減員し、収容定員360名、1学年3学級120名にいたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、平成32年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第7号についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号から議案第7号につきましては、認可を適当と認める旨、

答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、7月の開催日は18日火曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後 3 時14分閉会